## 平成25年度 Ti di

務課文書法制係(☎826・ 内線2209 №822・9252 ∑soumu@city.tsuchiura.lg.jp)

の皆さんからの請求に応じ、市が保有している情報を原則と で開かれた市政の推進に寄与することを目的としています。 するとともに、皆さんと市との信頼関係の強化を図り、公正 して公開する仕組みです。市民の皆さんの市政参加を促進 情報公開制度は、『土浦市情報公開条例』に基づき、 市民

## 請求などができる方

持っている方です。 事業に具体的な利害関係を などの団体、または市の事務 内に通勤・通学する方、市内 は、市内に住所のある方、市 に事務所・事業所のある法人 情報の公開を請求できる方

す。ただし、 開示を求めることができま より求めた情報が仮に非公開 も、情報の公開請求に準ずる 『公開の申出』により、情報の これら以外の方であって 『公開の申出』に

> ることはできません。 ような不服申立て(後述)をす となったときは、『請求者』の

## 請求などの方法

本庁舎2階)で受け付けてい □である情報公開室(市役所 請求は、 情報公開の総合窓

事項を記載していただきます。 報公開請求書(『公開の申出』の される情報を特定した後、情 ときは情報公開申出書)に必要 都合で情報公開室に来るこ 皆さんの相談に応じ、請求

行います。

視聴または写しの交付により

とができないときは、郵送 ドできます) ホームページからダウンロ け付けています。(様式は市 メールまたはファクスでも受

# 公開・非公開の決定

でお知らせします) 理由と決定できる期日を書面 その旨を書面でお知らせしま を延長する場合があります 内(事由や請求量により日数 を延長するときは、延長する す。(公開・非公開の決定期間 に、公開・非公開を決定し、 日の翌日から起算して14日以 情報公開請求書を受理した

### 議のうえ、お知らせした日時 に情報公開室で、情報の閲覧、 あらかじめ請求者などと協

計

38

公開の方法

【別	【別表1】請求などの状況 (単位:件)					
美			‡数	主な内容		
	市長公園	室	0			
+	総務	部	3	住居表示に関する情報など		
市	市民生活	部	2	土浦市市民総合補償制度の情報など		
長部	保健福祉	部	5	生活保護に関する情報など		
部局	産業	部	1	勤労青少年ホームの収支明細書		
	建設さ	部	6	市道に関する情報など		
	都市整備	部	11	リサイクル届出書に関する情報など		
刀	\ 計	-	28			
市	議	会	4	各種委員会の行財政視察に関する費用に関する情報など		
教	育委員会	会	4	小学校から排出された産業廃棄物に関する情報など		
消	防	曼	1	防火対象物に関する情報		
監	査 委員	<b></b>	0			
選	学管理委員:	会	0			
農	業委員:	会	1	農業委員会議案		

【別表2】請求などに対する決定などの状況 (単位:件)								
	_	公	開	一部公開	非公開	不存在	合	計
件	数	1	2	22	2	2	3	8

### 不服申立て

は、情報公開審査会に諮問し、 立てをすることができます。 政不服審査法に基づく不服申 があるときは、『請求者』は行

情報の非公開の決定に不服 この不服申立てについて

式によっています。 公開率は9%になっていま 状況は、別表2のとおりで、 請求などに対する決定などの なお、この公開率は次の算

公開率 = (公開件数+ 開件数+非公開件数 開件数) / (公開件数+ 一部公

お知らせ版 No.1123 8 広報つちうら

で、申出が18件の合計38件で 求などの状況は、請求が20件

した(**別表1**参照)。 これらの

います。

平成25年度の運用状況

この1年間の情報公開の請

申立てに対する決定などを行 その答申を尊重して当該不服

## 甘 情報保 護制

請求することができる仕組みです。 その個人情報に事実の誤りがある場合に、その訂正などを き、皆さんが、市が保有している自分の個人情報を見たり 個人情報保護制度は、 『土浦市個人情報保護条例』に基づ

される市政の推進に資することを目的としています。 個人のプライバシーの保護を図るとともに、 公正で信頼

## 請求ができる方

きます。 代わって請求をすることがで 見人の法定代理人は、 でもすることができます。ま いての請求であれば、どなた 自分に関する個人情報につ 未成年者または成年被後 本人に

### 請求の方法

の請求書を情報公開室に提出 してください。 請求の内容に応じて、 示請求に対する決定 その際、 本人

出してください 証明するものを提示または提 証、パスポートなどの身分を ことを証明できる運転免許 またはその法定代理人である

から起算して14日以内(30日 請求書を受理した日の翌日

視聴またはその写しの交

ਰ੍ਹ かを決定し、書面で通知しま あります)に開示するかどう を限度として延長するときが

は、 なお、 開示できないことがあり 次のような個人情報

れのある個人情報 どに著しい支障を及ぼすおそ ②個人の評価などに関する個 れる個人情報 (情報であって、 当該評価な

> 施 機 関

查

業 委 員

合

内

選挙管理委員会

固定資産評価審査委員会

防

住民票、戸籍の取得履歴など

委

計

教 育 委 員 会 124

監

消

議

侵害することになると認めら

①請求者以外の者の個人情報

を含み、その者の権利利益を

(単位:件)

員

会

長

会

件数

17

7

1

44

7

768

(単位:件)

場合には、あらかじめ請求者 生じるおそれのある個人情報 ③市が行う事務事業の公正か つ適切な執行に著しい支障が と協議のうえ、 開示されることが決定した 個人情報の関 お知らせした

【別表3】個人情報を取り扱う事務の数

室

部

部

部

部

部

課

件数

45

54

112

190

42

55

64

564

件数

4

2

機 関

務

業

設

整

計

【別表4】開示請求の状況

計

公

活 部

備

長

市

総

産 部 建

> 都 市

会

実 施

小

市 市 民 生

長 保 健 福 祉

局

の際、 免許証、パスポートなどの身 分を証明するものを提示また であることを証明できる運転 は提出してください 付により開示を行います。 本人または法定代理人

# 請求に対する決定

す。 から起算して30日以内(60日 かを決定し、書面で通知しま あります) に訂正するかどう を限度として延長する場合が 請求書を受理した日の翌日

# 対する決定

請求書を受理した日の翌日

を決定し、書面で通知します。 あります) に削除するかどうか を限度として延長する場合が から起算して30日以内(60

### 公開の方法

す。 たは写しの交付により行いま 開室で、 お知らせした日時に情報公 情報の閲覧、 視聴ま

審査法に基づく不服申立てを 不服があるときは、行政不服 削除請求に対する決定に対し

することができます。

### 不服申立

開示請求、訂正請求および

### 7 身体障害者手帳に係る診断書など 市長部局 保健福祉部 建 設 部 1 水質検査結果 2 救急通報内容など 消 防 長 合 計 14

市民生活部

関

別表5】開示請求に対する決定の状況 (単位:件)							
	開	示	一部開示	非開示	不存在	合	計
件 数		8	4	0	2	1	4

-	【別表6】口頭による開示請求の状況						
		開示請求期間	開示請求者数				
	第1次試験	平成25年10月21日 ~11月20日	19人(受験者総数 409人)				
	第2次試験	平成25年11月25日 ~12月24日	37人(受験者総数 110人)				

### 判断を一律的に行うことがで 特例として『口頭による開』 まれるものであることから、 的であらかじめ開示に関する 次試験の結果については、不 の総合得点および順位(第1 次試験および第2次試験)で については、その内容が定型 合格者に関わるものに限る) **~6**のとおりです。 土浦市職員採用試験(第1

# 平成25年度の運用状況

この1年間の個人情報の開

示請求などの状況は、 別表3

請求』が認められています。 一度に多くの請求が見込